

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
第 37 回電力・ガス基本政策小委員会

日時 令和 3 年 7 月 12 日 (月) 10 : 59 ~ 13 : 18

場所 オンライン会議

1. 開会

○下村電力産業・市場室長

それでは定刻となりましたので、ただ今より総合資源エネルギー調査会第 37 回電力・ガス基本政策小委員会を開催させていただきます。委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところをご参加いただき誠にありがとうございます。現在の状況に鑑み、本日の小委員会につきましてもオンラインでの開催とさせていただきます。インターネット中継も行っておりまして、そちらでの傍聴も可能となっておりますのでよろしくをお願いいたします。

また、本日は日程の都合上、また昼休みをまたいでの会議スロットの設定となりましたことをおわび申し上げます。ご参加の皆さまにおかれましては、適宜昼食を取りつつご参加いただけますと幸いです。

なお、本日は澤田委員におかれましてはご欠席のご連絡を頂戴してございます。また、大橋委員、牛窪委員におかれましては途中参加、海寶委員におかれましては途中参加とのご連絡をいただいております。

それでは、以降の議事進行は山内委員長をお願いいたします。

○山内委員長

それでは、議事次第に従って進めさせていただきますが、今日の議事ですけれども、まずは自由化の進捗状況、それからインバランス収支、それから燃料ガイドライン、供給力確保と、こういうふうになっております。

早速ですが、1 番目の電力・ガス小売全面自由化の進捗状況について、これは資料 3 になりますね。このご説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○下村電力産業・市場室長

はい、かしこまりました。それでは、皆さま、お手元に資料 3 をご用意いただければと思います。電力・ガス小売全面自由化の進捗状況ということで、こちらは定定的にご報告をさせていただいているものでございます。

おめくりいただきまして 3 ページをご覧くださいと思います。全販売電力量に占める新電力のシェアでございますけれども、足下は 19.5%、家庭等も含めて低圧分野のシェアは 20.2%となっております。こちらは今年の 1 月の市場価格の高騰もありましたので、どういう動きになるかということを目を注いでございましたけれども、数字上は大きく変化

が見られないということでございます。この4ページ目から7ページ目まではその詳細でございますので後ほどご覧いただければと思います。

スライドの8をご覧いただければと思います。小売事業者の登録数でございますけれども、こちらも先ほどと同様に増加の傾向は変わらずでございます。足下6月の実績で登録事業者数は727社となっております。こちらはこれまで新規参入が増えてきたということでご紹介しておりましたけれども、9ページをご覧いただければと思います。今年の1月の事象にもあったように、市場のボラティリティは非常に小売事業者にとってはリスクとなっております。現在の競争構造でございますけれども、旧来型電源を中心とした少数の旧一般電気事業者のバランスンググループがあると。これに対して非常に小規模な新規のバランスンググループがたくさん参入をしてきているという市場構造となっております。こうした中では今後を見据えますと、新旧問わず各バランスンググループが自然変動電源ですとか調整可能電源あるいはディマンドリスポンス、蓄電池などの多様なリソースを組み合わせ、市場価格が高いときには出力を上げて低いときには下げるなどといった調整を行っていくということ、これが社会全体のコストの低減にもつながってくるということが期待されるということでありまして、本当は小売りが競争の中でこうしたことが促されるということが期待されるわけでございますけれども、現在は700社、10ページに全ての事業者を一覧表にしてございますけれども、これらの事業者がこうした期待に応えられるかといったことはよく見ていきたいと思っております。

11 スライド目は発電事業者でございます。発電事業者のほうも小さい電源も含めてたくさん参入があるということでございます。

12 スライド目でございます。こちらは特に今年の1月の市場価格高騰の際にも地域新電力といったところにフォーカスが当たりました。これは明確な定義はこれまでないというふうに認識をしておるわけですが、こちらは事務局のほうでホームページ等で公表されている情報から、自治体の出資が確認できた新電力というものをピックアップして、リストアップを試みたというのはこちらのスライドでございますので、ご紹介をさせていただきます。

13 スライド目をご覧ください。市場価格の推移でございますけれども、今年の1月に非常に価格が高騰したわけでございますけれども、4月以降の動きというのは安定した推移が見られているところでございます。14 スライド目の時間前市場も同様でございます。

それから16 スライド目、17 スライド目は、少しアドボックなご報告でありますけれども、各社のスマートメーターの導入実績でございます。17 スライド目をご覧いただければと思います。スマートメーターは2024年度までに導入を進めるということを目指してございまして、現在の設置率はこの左下の数字でございますが、6,917万台、85.7%のスマートメーターの設置率となっております。今年度以降の各社の導入計画はこちらの表のとおりでございます。

電気については以上でございます。

○野田ガス市場整備室長

続きまして、ガスについて説明をさせていただきます。私は7月8日に新しくガス市場整備室長に着任をしました野田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは19ページからご覧ください。小売事業者の登録の状況でございます。前回の報告時点では88者でございましたけれども、今月は91者となっております。新たに資料上に下線を引いております4者が登録をした一方、既存登録事業者間で事業譲渡がございまして、1者減ということになっております。

続きまして、20ページをご覧ください。地域別の状況でございます。地図の真ん中の静岡ガス区域というところをご覧ください。地図の真ん中の静岡ガス区域というところをご覧ください。これまで参入のなかった静岡ガス区域に新たに、こちらは百一酸素という企業が参入をしております。

21ページをご覧ください。他社へのスイッチングの状況でございます。3月末時点で15.1%という数字となっております。

22ページをご覧ください。一方で、規制料金から自由料金への自社スイッチングの状況でございます。家庭用ですが、約152万件ということで前回の報告から5万件の増となっております。

23ページをご覧ください。販売量に占める新規小売りの割合でございますが、工業用で減少しております。近畿地区での販売量が減少したということによるものでございます。

最後は24ページ、家庭用販売量における地域別の新規小売りの割合を示したものでございます。中部、北陸地区が直近では顕著に伸びておるといった状況でございます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、ただ今のご説明について、何かご質問あるいはご意見等がありましたらご発言願いますが、例によってご質問、ご意見のある方はSkypeのコメント欄にお名前とご発言の希望ということでお書きいただければと思っておりますが、いかがでございましょう。

牛窪委員、ご発言、ご希望でしょうか。

○牛窪委員

牛窪ですが、聞こえておりますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○牛窪委員

ありがとうございます。電力のところなんですけれども、1月の出来事を踏まえても新しい事業者様の参入に関して数のところは著変がなかったという説明だったと思っておりますけれども、中身ですね。例えば入って来られる方々のなんか変化だとか、何も特段変化が中身についてもなかったという理解でよろしいでしょうかという点でございます。

以上です。

○山内委員長

これについていかがでしょうか。

○下村電力産業・市場室長

ご質問ありがとうございます。こちらについては、以前の審議会におきましても特にこうした状況の中で新規参入をしようとしてきている事業者はリスクにさらされる可能性があるということで、厳格に審査をするということでご整理をいただいたところでございます。これも踏まえまして、私自身は原則全ての事業者にはヒアリングをさせていただいて、市場価格のリスクあるいは数年後からは容量市場の支払いがあるといったことも踏まえた事業計画を立てられていますか、などといったヒアリングをさせていただいているところでございます。

新規参入をされようとしている方は、もちろん知っていますと。それからこうしたリスクもちゃんと認識をして入ろうとしています、といったご説明をいただくところが非常に多くございます。こちらは今の事業法上、登録ということでありまして、登録の拒否要件にかからない限りは拒否することということとはできないわけでありまして、こうした確認をして参入されるということでございまして、引き続きこうした確認をしっかりしながら審査のほうを進めていきたいと考えてございます。

○山内委員長

牛窪委員、よろしいですか。

○牛窪委員

ありがとうございました。分かりました。

○山内委員長

そのほかはいらっしゃいますか。

よろしければ、また、何かありましたら後ほどにご発言していただいて、次の議題に移りたいと思います。議題の2ですけれども、これは資料4ですかね。これについてご説明いただければと、よろしく願いいたします。

○下村電力産業・市場室長

議題の2点目、資料4をご覧くださいと思います。一般送配電事業者のインバランス収支の取り扱いということでございます。

2スライド目をご覧くださいと思います。こちらは復習でございますけれども、今年の1月の需給逼迫および市場価格の高騰に当たりまして、検証の中間取りまとめをおまとめいただいたところでございます。こちらの内容でございますけれども、特にこの12月、1月におきましては、一般送配電事業者のインバランス収支において1,300億から1,400億の黒字となる見込みという数字をお示しさせていただきました。そして累積についても370億から460億になる見込みということの報告をさせていただいたところでございます。

インバランス収支につきましては、収支相償の観点から、仮に大きな収支の過不足が発生した場合にはその還元・調整等を行うということ、これを基本といたしまして議論を行って

きたところをごさいます、この観点から過去の累積赤字も含めた収支の過不足について、託送等を通じて還元調整をするという監視委員会事務局からの提案があったところをごさいます、これについては監視委員会の議論においても事務局案を一定指示する意見が出されたところをごさいます。その一方で、この特定の事業者にこれらの還元を行うべきといったご意見、あるいは過去の累積の赤字と今冬の黒字、今冬というのはこの1月ですけれども、の黒字は性質が異なるので単純に合算すべきではないのではないかとといったご意見をさまざま頂戴をしたところをごさいます。これらについて課題もたくさんあると、こういうことをごさいます、従いまして、この取りまとめにおきましては、基本的には還元をするという方向の下でそのやり方、具体的な方策については引き続き丁寧な検討を行っていくことが必要ということでおまとめいただいたところをごさいます。これらを受けて本日もまたご議論いただければと考えてごさいます。

スライド8まではその審議会での議論の参考資料をごさいます。

スライドの9をご覧いただければと思います。本日、ご議論いただきたい論点の1点目をごさいます。本日、当年1月の収支に係る特別な取り扱いの要否についてということでありまして、繰り返しになりますけれども、インバランス収支につきましては、収支相償が基本となりますので、今年1月の収支を仮に区別して扱う場合にも、いずれにしても全体収支相償をどう実現するかといった方策について考える必要があります。

その上で、特に本年の1月について鑑みますと、1ぽつ目、市場価格やインバランス料金が200円を超えて、緊急的にインバランス料金に上限を導入し、また、電力監視委員会におきましても、「調整力のコストや需給ひっ迫状況とは異なる動きをしていた」との評価も行われたところをごさいます。

また、2016以降、現行のインバランス料金制度は続いてきているわけをごさいます、過去の累積の収支については、KまたはLの定数項を加え、または加除することによりまして少しずつ収支の改善を目指してまいりました。これに対して今年1月の収支は極めて大きくて、これを加えますと過去のトレンドとは大きく異なる動きが出てくるということをごさいます。さらに、こちらの審議会の委員でも意見が2つに分かれてごさいましたし、パブリックコメントで皆さまから寄せられたご意見、これはこの資料の末尾に付けてごさいますけれども、過去の収支と今冬の収支は区別して取り扱うべきという意見も頂戴をしているところをごさいます。これらの点も踏まえまして、今年1月の事象は特別な事象と捉えられるのであれば、この累積インバランス収支についても収支相償を考えていくということ的前提に、この1月のインバランス収支については、その他の期間の収支と区別して、その還元・調整方法を検討していくということも考えられるのではないかとごさいます。

次のスライドをご覧いただければと思います。このようなことを考えていく場合のその調整の対象範囲についての考察をごさいます。1ぽつ目をごさいます、今年1月のインバランス料金については、本年末までの9分割の分割払いを認めるといった特例措置を講

じているところでございます。従いまして、まだ7月でございますので、この措置を講じた事業者からは半分のインバランス料金も払われていないという状況でございます。先ほどの1,300、1,400というのはこれら全てが払われた場合の数字でありまして、実際には現に、支払いが困難な状況となっている小売事業者も存在するところでございまして、既に一定の送配電事業者にとっては貸倒損失が発生をしているところであります。また、今日の電気新聞にも書かれていましたけれども、今年度の夏季も市場価格は高騰するかもしれない。さらに冬季もそうであると、厳しい需給見通しが示されている中で、さまざまな対策は講じてきているところではありますけれども、今後も厳しい見通しの中で一定の貸倒損失が発生する可能性というのも考慮していくことが必要ではないかといったこととございまして、従いまして、収支相償を考える上では、これらの要素も考えた上での感染調整というのを考えていくことが必要ではないかというのが2つ目の論点でございます。

次のスライドでございます。3点目でございます。今年の1月を特別に考えるといった場合でも、じゃあ、どういう考え方があるのかということとございまして。これについてはパブリックコメントでは抽象的な意見も頂きましたけれども、かなり具体的なご意見も頂戴したところでございまして、その一例をこの11ページにお示しをさせていただいてございませぬ。画面は映っていますか。

こちらはパブリックコメントで頂いたものを少し図にしてみたものでございまして、こちらのグラフの赤線が本年1月の市場単価でございまして、青色が本年1月のインバランス単価ということとございまして。これについて一つには、過去に遡及して還元をしたらどうかということとございまして、この上限額あるいは市場価格よりも高いインバランス料金となった期間について、その差額についてこれを還元したらどうかということとございまして。この考え方は市場価格を下回るぐらいたくさん還元をしてしまうということになりますと、市場で頑張って調達をしていた人との間で不公平が生じると。従って、この上回る部分、絵でいうとこのグリーンのところですね。ここを還元原資として過去遡及して還元をしていってはどうかといったご意見がありました。

それから過去に遡及して還元することは法令上あるいは契約上も難しいということで、こうしたものついて将来の託送料金で調整をするといったことも考えられるのではないかとといったご意見も頂戴をしております。例えばということで、各小売事業者からエリアごとにこの調整金額を一般送配電事業者へ申請をしていただき、一般送配電事業者はその調整金額を確認の上、この申請額を基礎として将来の一定期間、託送料金から割引措置を講ずると、こういったご意見も頂戴をしたところでございまして。

12 スライド目をご覧くださいと思います。これまで監視委員会の事務局からの提案も含めて少しメリットとデメリットを整理をしたものがこちらのスライドでございまして、本日はこういうことをやろうと思うと、それぞれどういうメリットがあるのかあるいはどういう課題があるのかを少し委員の先生方からもご知見を頂戴をして、いったん課題等について全部テーブルするといったことで今後の議論の土台とさせていただきたいという

う趣旨でこうしたものを整理をさせていただいてございます。

まず例の1でありますけれども、こちらは元々の事務局案、託送料金を通じて累積で収支相償を行うという案でございます。これをやりますとメリットといたしましては、先ほどは市場価格とインバランスの公平性ということでありましたけれども、元々電源を確保していたあるいは相対で確保していた、先物をやっていたなどあらかじめコストをかけて対策を講じていた事業者も存在したということも含めまして、あらゆる事業者、全事業者にとっての公平な還元・調整となるというメリットがございます。

他方で一番右側に行ってくださいますと、今年の1月の事象は特別だったという立場からまいりますと、その影響度合いに応じた還元・調整とはならないといったデメリット・課題があるということがございます。これに対して左下、例の2-1が本年1月を切り分けて過去に遡及して還元。例の2-2が本年1月を切り分けて、将来の託送料金を通じて還元というものでございますけれども、このような措置をいたしますとメリットとしては、今年1月の事象を特別な事象と捉えた場合には、その影響度合いに応じた還元・調整ができると、こういったメリットがあります。

他方でデメリット・課題というところで見えてまいりますと、全てに共通する課題といたしましては、インバランス料金および託送料金につきましては、一般送配電事業者による国への申請等により変更は実現するということ、そうした申請が可能かどうかといった論点あるいは還元・調整を行うといっても、時期あるいは期間についてどう設定をするのかという論点が考えられます。

それからもう一つ右の列に行ってくださいまして、例の2-1ないし2-2を取りますと、この1月を特別に分けたとしても、これ以外の期間、2016年以降これ以外の期間の収支相償の実現についてどう考えていくのかと。こちらで下げるが一方でこちらでは上げるということをやりますと料金の安定性に課題が生じることとなります。

それから自社電源長期相対契約を確保していた事業者との公平性の課題について、どう考えるのかといった論点。また、実務といたしまして、一般送配電事業者のシステム上あるいは実務上700も存在する小売事業者ごとのインバランス料金あるいは託送料金の設定というのが市場面、時間的制約の中で可能かどうかといった課題もあるかと考えられます。

さらにはエリアごとにインバランス収支の黒字額も異なるところ、その還元原資がどの程度あるのかということによって還元の形というのも変わってき得るということがございます。

さらに一番右の列に行ってまいりますと、例の2-1過去に遡及して還元ということになりますと、インバランス料金算定方法は省令で規定されておりまして、これに基づき約款で規定をされていると。そして、各小売事業者は約款に基づいて託送契約を締結した上で事業を行っているという中で、過去に遡及するといったものが法令上、契約上可能となる手段が存在し得るのかどうかという課題。

それから未来の託送料金を通じてといったことを考えますと、託送約款は差別取り扱い

の禁止という既定も存在していますところ、この個社ごとの過去の事情に応じた料金算定といったものは法令上は許容されるかといった課題もあるかと考えられます。

以上、メリットとデメリット・課題を整理したものがこちらの表でございまして、冒頭申し上げたような形で広くご意見を賜ればありがたく存じます。

説明は以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。議題の2は、今年のインバランス収支の問題でございまして、それをどういうふうに扱うかということでいろいろとご意見があるところでありますが、この内容について皆さんにご意見、ご質問を受けたいと思います。例によってS k y p e でお願います。いかがでございましょう。どなたかいらっしゃいますか。

さっきの事務局の説明にあったように、これを通算の収支で見るか、特別に扱うかというのは両方ともご意見があったということでございますけれども、その辺も含めて、今日は皆さんにご意見を頂ければと思います。

大石委員がご発言をご希望。大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。聞いておりますでしょうか。

○山内委員長

はい、聞こえています。

○大石委員

今回の件については、資料にも書いてありますように、この冬のスポット価格の高騰をどう考えるか、通常のものとして見るのか、それとも特別なものとして見るのか、ここが一番の肝になるのではないかと、先ほどのご説明を聞いていても思いました。私としては、今回が特別なものであったからこそ、今後はこのようなことが二度と起こらないように、現在、いろいろな措置を講じているのだと思います。ですので、今回が特別なものであった捉えるのであれば、それ以前の赤字額などを一緒に議論するのは、少し違うのではないかと考えております。

それからあと、12 ページのところにはパブリックコメントで寄せられた還元・調整方法についてもいろいろ書かれております。この過去の収支相償のことを言うのであれば、例の2-1のデメリットのところでしょうか、この収支相償の実現を行ったとしてもここでまた短期間の料金の上げ下げが生じてしまうということで、ここの課題をどうするかということが重要になってくると思います。ですので、私としてはその例の2-2になりますが、将来の託送料金を通じて特定の事業者へ還元するというのが、今回の事象に対する対処方法としては一番すっきりするのではないかなと考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は村松委員ですね。どうぞご発言ください。

○村松委員

村松です。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

聞こえております。

○村松委員

ありがとうございます。今回の異なる面から見ても対立した整理の仕方というので非常に複雑な話で悩んだんですけれども、インバランス収支を一送の側から見れば累積額で精算するという、当初の事務局案が非常にスムーズであるということは十分に理解できる話だと思います。しかしながら大石委員がおっしゃっていたのと同じく、2020年度冬の事象というのは極めて特別な事象であるということ。インバランス料金算定式が対応できないほどの特殊要因であったというふうに考えれば、ほかと相殺しないということに意義があるのではないかと考えております。こちらを切り出して還元・調整するといった方法を私自身は今のところ適切であると考えております。ただ、この場合も過去の累積赤字は放置するというのではなく、こちらについてもいい機会ですので解消方法について検討を行うといったことも併せて行うべきではないかと考えております。

還元方法で幾つか論点を挙げていただきましたけれども、貸倒損失を相殺するかといった論点がございます。こちらについてはインバランス収支の発生原因とは貸倒損失とは性質が異なるものですので、本質的には負担者に還元する金額から相殺するというのはおかしい話ではないかと思えます。ただ、これも行ったり来たりで申し訳ないんですが、還元を行う一送のほうの原資ですね、これを考えると貸倒損失部分を相殺するのはやむを得ない手当ではないかなというふうに思えます。ただこれは貸倒損失が時間がたつにつれ実績値が積み上がってくるということもありますので、貸倒実績の金額で確定するのかそれとも見込額でいくのか。見込額の場合はどういった形でその金額を見込んでいくのかといったタイミングよっての課題というのはどうしても出てきてしまうものと思えますので、併せて検討が必要だと思えます。

還元方法の2なんですけれども、こちらの特別に切り出してということで例の2-1か2-2かというふうになるんですが、私としては2-1のほうが適合する還元方法かなと考えております。これは、過去の取引価格の見直しによる遡及修正が取引後に確定したためその時点での事象として会計処理を行う。どうしても会計面で見るとそういった話にならざるを得ないのかなと思うんですが、ここで注意すべきは過去取引の遡及修正といったような扱いになってしまうと、既に確定した決算ですとか税務上の扱いがといったような面倒な話がどうしても付随して出てきてしまいますので、そこを遡及修正と言いつつもすでに確定した決算に反映させないような形で進められればというのが関連する事業者にとっては良いのではないかと思います。

これは例の2-1は公平性の問題のところはデメリットで挙げられておりますけれども、事務局からご提示いただきました11ページのイメージであれば問題点というのは軽減されるのではないかと考えられます。デメリットの中で挙げていただいております託送料金の改定ですね。こちらとして扱う場合の法令上、契約上の整理というのが大変複雑だというふうに書かれております。私はちょっと制度面でのその辺りの詳しいところが十分な理解が追いついておりませんので、ここの実務的な検討というのはきちんと行った上で解決策を固めていく必要があると考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次の発言者は秋元委員ですね。どうぞ、ご発言ください。

○秋元委員

ありがとうございます。今回のパブリックコメントを受けて事務局は丁寧な議論をするということで、いろいろな視点から整理をいただいたということだと思っています。ただ、私も個人的には新電力の競争力を今後も維持するために、何らかの形で被害が大きくなった部分に関して還元を考えたいというところはよく分かるんですが、ただ、これまでも議論してきたように、制度上大きな瑕疵があったかというところと多くの議論をずっと積み重ねてきた結果、そういったことはないというような話になって今回に至っているというふうに思っています。そういう中で、今回の例えば例の2-1とか例の2-2の案を取るというのは相当難しいんじゃないかという気がしています。やっぱりこれは、もしこれを取った場合は、経産省、政府は訴えられる危険性は十分に覚悟しないといけないというふうに思いますし、この委員会としてもそういう決断をすると非常に厳しいんじゃないかという気がします。やはり公平性の問題とかそういった問題がいろいろ絡んできますので、法令上これが私の感覚では許容できるような感じではないんじゃないかなと思って聞いていました。ただ、いずれにしろテーブルに挙げてどういったメリット、デメリットがあるのか。そしてその難しさは何なのかということをしっかり議論することが重要だと思いますので、また、実務上もワークするのかということもあると思いますし、そういったことを丁寧にもう少し議論を続けることが重要かなというふうに思います。ただ、私の感覚では、ちょっと例の2-1、例の2-2は、ちょっと取り得ることは難しいんじゃないかなという感覚を持って聞いたところでございます。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は横山委員、どうぞ、ご発言ください。

○横山委員

横山でございます。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

聞こえます。

○横山委員

ありがとうございます。今回このインバランス収支につきまして、丁寧に議論していくことになりまして、パブリックコメントを踏まえましていろいろな議論の資料、特に12ページのメリット、デメリットを取りまとめいただきありがとうございます。私はその12ページの論点3のデメリット・課題が多過ぎて、それからまた法令上、契約上の課題もある中で、また、秋元委員も先ほどおっしゃいましたけれども、制度上の瑕疵はなかったという点、そういうことからやはり6ページの制度設計専門会合の中での議論1にありますように、この事務局案が私は合理的だというふうに考えます。特に供給義務を果たすために、市場調達を懸命にされた小売事業者さんとインバランスに任せたという小売事業者さんとの行動の違いを考えますと、この事務局案の例の1が最もその中ではよろしいんじゃないか、妥当ではないかと思っています。これは先ほど秋元委員もおっしゃいましたように、丁寧に議論していくということですので、いろんなご意見を踏まえながら検討していただきたいと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、牛窪委員ですね。どうぞ、ご発言ください。

○牛窪委員

牛窪です。聞こえてますでしょうか。

○山内委員長

聞こえています。

○牛窪委員

ありがとうございます。論点1に関しては、やっぱりその他の期間と区別して検討していくという事務局案については賛成します。もちろん一般送配電事業者様の赤字が累積していることに対する議論というのは別途必要であると認識しております。それで各先生方がおっしゃっている最後の3のところなんですけれども、私も秋元委員がおっしゃったような観点から、ここは慎重にやらないといけないかなと思っています。特定の事業者様に還元するという点に関しては、それなりのやっぱりお膳立てが必要だと思います。

一方で、パブコメでもそういったお声が大きかったということ踏まえると、12ページ目の資料でも、実務的に、時間的制約の中、可能かというふうな記載がございますけれども、この辺をやっぱり本当に実務的に対応できないということなんかも論点であるのであれば、明確にした上で回答していくということが、重要じゃないかなと思っています。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、大橋委員、どうぞ。

○大橋委員

ありがとうございます。今回このインバランスにおいて、大変大きな負の影響を受けた事業者がいる中で、丁寧に議論しなければいけないということは私もそう思います。今回の価格の高騰に関してかなり大きな上振れがあったわけですが、ただ、他方で、これは今後後世の人がこの事象を見たときに、これが特殊な状況だったのかどうかというのは現時点ではなかなか判断が付かないところなのかなというふうにも思っています。今後も逼迫の事象というのは、この会議体でもありうべしというふうな議論をさせていただいているところでもありますし、また制度面でいうと、こうした価格のスパイクに対して無防備だったかというふうに問われると、無防備ではなかったと思います。きちっとそうしたことは制度的には仕組みはできていたのかなと思っています。そのような観点で公平な形で制度を運用されることというのは重要だということなんですけれども、その公平というのは私の専門性の立場から言うと、その制度の行う事後的な補正をすることが公平なのか、あるいはきちっと事前に準備をしていた人のことも勘案して行うことが公平なのかという、事前の公平という観点と事後とで比較すると、やはり事前の公平性というのはしっかり担保することがすなわちその市場の競争性を確保することにつながるのかなと思いますので、私は例の1が、もし行くとすればこの方向なのかなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

次は、松村委員です。松村委員、どうぞ、ご発言ください。

○松村委員

発言します。聞こえますか。

○山内委員長

聞こえます。

○松村委員

今、問題になっている点です。まず貸し倒れのリスクについては考慮するということは、当然そうしないと送配電事業者もやっつけられないと思いますから、その還元額というのから貸し倒れ相当額を引くというのはもう当然だと思います。今、実際その方向に進むと思います。それ以外の点については、それはすごく丁寧に議論するということになるんだろうと思います。丁寧に議論するという事務局の提案に賛成します。

制度上の瑕疵がなかったという発言が相次いでおり、その整理は正しいと思っていますが、私はこの委員会に責任がなかったと言ってもいいのかというのは若干疑問に思っています。昨冬のようなひどい状況というのが起こる前に、例えばスポットマーケットでは固定費用の少なくとも一部は負担していないとか、スポット市場で調達する人というのはフリーライドしているというようなことを、そういうミクロ経済学的に考えて、どう考えてもお

かしいようろくでもないことということと言っていた人たちが、この委員会に参加していないかということとは十分考えていただきたい。そういうろくでもないことを言って、そういうろくでもないことを信じた人たちというのが、ひどい目に遭ったというような面もあるわけで、政府としてあるいは制度として瑕疵がなかったということはそうだと思いますが、特に今回の2-1を信じているような人たちというのが、ごめんなさい、間違えました。例1を信じた人たちというのが、本当に責任を負っていないのかということについては、相当地に疑問に思っています。

いずれにせよ、丁寧な議論というのが必要だという事務局の整理は全くそのとおりだと思いますので、丁寧な議論の上でどれかを選択されるということだと思いますし、私は例の2-2というのが選択肢としてはとても難しいということではなくメリット、デメリットというがあるので、2-2も含めて慎重に検討されるべきだと思います。法的なリスクというのに関していえば、確かにあり得るわけですが、これは誰が訴えるんでしょうか、誰が不公正と訴えるんでしょうか。そういうろくでもないことを言って、そういうろくでもないことというのを広めていた人たちというのがこの訴訟を起こして、その事実というのが明らかになるということ自体、どんないい加減な人たちかということが明らかになるというようなことも、それをメリットだなどと言っていけないんですけども、訴訟などというのは起こらないように慎重に制度設計をすべきですけども、一体誰がそんなところ、2-2が不公正だというような資格のある人なのかということも少し疑問に思っています。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、柏木委員、どうぞ、ご発言ください。

○柏木委員

柏木です。日本のこの電力に対して、日本の置かれた特異性というか、まず系統がフィッシュボーンタイプであると。これが欧米とは全く違う系統の様相を成している。欧米のように例えばガス油田とつながっている電力のネットワークあるいはガスのネットワーク、国際ネットワークがあるわけではない。ほとんどの化石燃料系、特に天然ガスの場合には輸入をしている。バーゲニングパワーをうまく発揮しながらなるべく安い燃料の輸入に心掛けないといけないとか、こういう産業、生活の基盤で、かつ同時同量という極めて特異性のある二次エネルギーの電力というものに対して、今回の事象は間違いなく、まだ自由化における初期段階の課題であると思います。今までの諸外国でやってきたというかもっと前にやってきて、それをいいところはもちろん取るし、日本に対して安定供給がきちんとできるように、ある範囲の幅の中で事業が展開できるように、自由化ですからもちろんいろんな組み合わせをしながら、最もこの国にあるいはユーザーに合った形での提供をダイバーシティを持ちながらやっていくということが、今回の自由化のメリットだと思っていまして、今回はあくまでも非常に特殊な事象だという考えに全く異論はないです。それでそう考えます

と、でき得れば今回はその新電力という手ぶらで入ってきた人も含めての話ですが、でき得る限り過渡的な時期だということ踏まえれば、例の2-1にこういう方法での考え方というのが、今まさにやるべきことだと思います。またこれからさらに、今、専門家のこの皆さま方がかなり積極的な考え方を展開して、国際的にも共通し、日本独自の方法的な整備を行っているわけですが、これから例えば今年の夏、冬はまだまだ分かりませんし、そういう意味ではこの数年間は充実した法整備に心掛けるべきであると。やはり準備期間というのはある程度きちんとした人が中に積極的には入っていくような形で競争の原理を發揮しながらなるべく安定供給にも努められるような非常に複雑な事象を乗り切っていくということになりますと、今回に限ってはやっぱり2-1の例えば多く払った方が、たまたまそれでも事業がやっていけないような形になっていく場合には、ある程度のきちんとした対応が必要なんじゃないかと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにご発言のご希望はいらっしゃいますか。

送配電網協議会の平岩オブザーバーからのご発言ですね。どうぞご発言ください。

○平岩オブザーバー

平岩でございます。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

聞こえます。

○平岩オブザーバー

ありがとうございます。一般送配電事業者としては収支相償の観点から、大きな収支過不足が発生した場合にはその還元・調整等を行うことを基本とするという中間取りまとめの議論の方向性に特段の異論はなかったところでございます。今回、論点となっております本年1月分につきましてもそれ以外の時期と同様、国が定めたインバランス料金の算定ルールに基づいて算定した結果であります。9スライドの3つ目のぼつに記載していただいているとおり、累積インバランス収支について収支相償を前提に、これまでの審議会での議論内容やパブリックコメントの結果を踏まえて、私どもとしてもより丁寧に本審議会でご議論いただければと考えております。

また資料に記載していただいておりますが、今後、具体的な還元方法の議論がなされる際には、料金算定の実務面の影響やそれに向けた準備期間についても十分ご配慮をお願いしたいと思います。具体的には現在の料金算定システムは個別の小売事業者さまごとに異なる料金単価を設定する仕組みではなく、仮にそのような仕組みとする場合には時間を要するため、速やかな還元ニーズにはお応えできないということなどを踏まえた議論をお願いしたいと思います。こうした実務面や速やかな還元の実現という観点からは、論点1の議論いかんにかかわらず託送料金を通じて一律に料金単価へ反映し、全ての事業者様に還元す

る方法は検討の俎上に上ると認識しております。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次はエネットの谷口オブザーバー、どうぞ。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。音声は大丈夫でしょうか。

○山内委員長

大丈夫です。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。この後、丁寧な議論を踏まえてどの例になるかという話は進んでいくかと思えますけれども、今年の1月の需給逼迫、市場高騰につきましては、次の議案の燃料ガイドラインの対策というところからも関係すると思えますけれども、やはり今回は発電側の情報に関する情報の非対称性があったと、その中でこういった事象が発生し、新電力が取れる行動が極めて限定的になっていたという事実につきましては、十分ご考慮いただいた上でこの後、整理を進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。よろしゅうございますか。さまざまなご意見を頂きました。また貴重でまた新しい立場からのご指摘もございましたので、事務局におかれましてはこの議論を踏まえて引き続き丁寧にご検討いただくということでお願いしたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、議題の3、これは燃料ガイドラインですね。これについて資料5、これをご説明いただきたい。よろしく願いいたします。

○小川電力基盤整備課長

電力基盤課長の小川です。

それでは、資料5に沿ってご説明いたします。燃料ガイドラインの方向性についてということであります。資料は前半のほうは特にLNGを取り巻く状況ということにかいつまんでご説明いたします。

まずスライドの4ページ目をご覧ください。LNG火力の現状ということで、設備ベースになりますけれども、大半9割以上が旧一般電気事業者の所有と、さらにJERAが多くを占めておまして、全国の設定容量の約6割となっているということでもあります。

そして次の5スライドは、これは全国ベースの発電の比率、発電量でいいますと、ここで見ると一番下が赤いところが石炭ですけれども、今、特に震災後はLNGの比率が最も高く3割を超える状況というところでもあります。

一方で、火力を取り巻く状況変化、この小委員会におきましてもこれまでご議論いただい

てきておりますけれども、7ページ目、8ページ目、特に発電事業者から見た場合に、自由化前、8スライドでいいますと左側の絵になります。小売りと一体となる中での燃料調達と右の自由化後、小売事業者が旧一電の小売事業者のシェアが減る中での発電事業者から見たときの電力市場の向こうに位置する小売事業者、新電力の需要のところの見極めが十分できない中でのこの燃料調達の課題、この冬においても顕在化したところでもあります。

こうした背景の下で生じた課題、この冬につきましては、もうこの場でも何度もご議論いただきましたけれども、例えば14スライドになりますけれども、特にこの冬の初めの時期、発電事業者の側での計画、調達の在庫の計画と実績との乖離が生じたということがあります。背景としまして調達のところですね。小売りサイドでの需要の見極めといったところに課題があったというところもあります。

ちょっと足下の状況ということで次の15スライド、これまでもお示ししてきております。これは全国ベースですけれども、大手各社でのLNG、足下の状況です。この直近6月30日時点ということでいいますと200万トンをやや上回る水準。この過去4年間の平均というのを点線でお示ししてございまして、それを上回る水準で来ているという点があります。

一方で、2020年というグラフを黄色でお示ししてございまして、昨年でいいますと、年の前半、特に7月ぐらいまではむしろ在庫水準は高めに推移してございまして、この辺りはコロナの影響による電力需要減といったこともあったかと思っております。その後、8月以降、在庫水準が落ちて平均よりも低いところで推移したというのがありまして、こういった点、この燃料ガイドラインの作成にもつながるところの在庫状況のモニタリング、それから情報発信というのはこれからしっかり行っていきたいと考えております。

燃料ガイドラインの方向性は本日は方向性をご議論いただきまして、また具体的なところは次回お示しできればと考えておりますけれども、まずこの燃料ガイドラインの必要性という点に関しては、今申し上げたとおりでありまして、17スライドに記してございまして、もう下から2つ目のところですね。なんか拘束力というところでいいますと、あくまで事業者が取る望ましい行動ではあるということ。さらにこの年始の需給逼迫でもありましたけれども、事業者の取り組みのみで解決できるものではありませんで、国や電力広域機関における取り組みというのも併せてガイドライン示していったらどうかと考えております。

次の18スライド、これまでも少しご議論のあった点をもう一度再確認してございまして、ガイドラインの位置付けということで、ガイドラインに沿っていないから何か直ちに問題ということではないけれども、ガイドラインに沿っての行動というのが期待されるということでありまして、3つ目のぼつとのところですが、特にということではいいますと、市場に大きな影響を与える事業者においては、このガイドラインの遵守ということがいわばセーフハーバーのように働くというところで考えております。

それからガイドラインのスコープ、念頭に置いていますのはLNGではあるんですけれども、この後も出てきます具体の項目においては、必ずしもLNGに限る必要のないこと。

例えば普段から在庫をどのように保っておくかといったような点は、石炭や石油についても同様でありますし、またタンクということでもあります、石油についても同じような考えが妥当すると考えられますので、燃料ガイドラインということの名前のおり、必ずしもLNGに限られないということ。

一方で最後のぽつのところにありますけれども、発電事業者向けということでありまして、ガス事業のところは基本的に対象外と考えております。

具体の燃料ガイドラインの項目ということで事業者のヒアリングを通じていろいろなグラフを見比べながら幾つか項目を整理しております。まず一つ目は、調達行動・在庫管理ということで25スライドをご覧くださいというふうに思います。下にイメージ図を2つ記しておりますけれども、基本的に各事業者はこの運用上限、運用下限というのを設けてその中で調達を行ってきているというところでありまして、ここにあります左側のようなタンク1基の場合とあるいは右のように複数のタンクを有する場合とでは運用の仕方もおのずと変わってくるということがあります。そうした中で具体的な在庫水準というのはなかなか統一的に示すことは難しいところではありまして、そういった意味で2つ目のぽつに示してあるところは当然といえば当然ですけれども、需要の多い地域においてはあるいはそういう時期に向けては、変動に対応し得る適正な在庫量を確保することが望ましいということを記しております。

その場合の需要の見方というところで次の26スライドになります。相対の契約に基づくものと市場。特にこの市場の部分の自由化の中で電力の取引としては増えていく中で、発電事業者においてこの見通しを立てにくいということがありまして、1つ目のぽつ、特にBに記しておりますけれども、ヒアリングによれば市場供出という点は特に前提にしていないう事業者もあったところでもあります。実際に数量的には全体の発電の中でこの市場供出というところ、市場で売れたというのは数パーセント程度でないかという話であります。

そうした中で今後はどのような需要見通し、需給管理を行っていくのが望ましいかという点につきましては、最後のところにありますけれども、小売の通告量、いってみれば相対契約に基づくもののみならず、需要の見通し、市場の動向も見据えながら在庫の調達を自社として考えていくという点。こういった事業者もある中でこのような取り組みというのが望ましいのではないかという点を記しております。

続きまして、27スライドは計画と実績に乖離が生じた際の対応ということで、ここは時間軸によって変わってくるということでもあります。実需給までまだ時間があるときには当然個別事業者の対応になりますけれども、実需給が近いタイミングになってきますと個社での対応に限界があるということでありまして、最後のぽつに記しておりますけれども、むしろ国や電力広域機関においての取り組みというのが必要になってくるのではないかと記しております。

続きまして、31ページ以降、逼迫を予防するための仕組みというところでもありますけれ

ども、こちらは電取監視委員会のほうで議論されております発電情報公開システムでの出力低下の原因理由の開示という点であります。現行はこの出力低下あるいは停止の理由として、燃料制約ということをおもひも明記しなくてよいということになっておりますけれども、ここの情報発信という観点から具体的にこういう低下、燃料制約に基づく支障を来している場合には、しっかりその情報を出していくということが重要ではないかということをお記しております。

それから、次のは全体として 33 スライドになりますけれども、個別の発電所単位ですけれども、日本全体での燃料在庫というもの、これをモニタリングしていくことも重要。発電事業者、個社においても自らのみが直面している課題なのか、全国ベースの課題となっているのかというのは重要な情報でありますし、当然、小売事業者から見ましても全国の状況というのを知っておくということは重要になるかと思ひます。そうした意味でこの在庫のモニタリングというところで、ここまでのところは本日の資料にもお示ししましたけれども、在庫の水準というのを資源エネルギー庁において確認し、直近の状況、その時々をアドボックに提供するという取り組みを行ってきております。

加えてということで、今後は広域機関において定期的に情報を発信していけないかというところをお考へております。

具体的には次の 34 スライドになります。情報としては個社ではなくてあくまで全体ではあるんですけれども、燃料在庫の情報をある意味キロワットアワー、電力という形に置き換えて、上から 3 つ目のぼつになりますけれども、月に 2 回程度の公表ということをお現在広域機関において検討中でありまひす。具体的になどのような形でお出せるかといった点はまさに検討いただひているところでありまひすけれども、多くの要望が寄せられておりますこういった燃料在庫のモニタリングという点について、ある意味試行錯誤になりますけれども、方法論もお示ししつつ定期的に出していくというのを今後行っていければと考へております。

36 ページは一方で予防というよりも逼迫の際の対応ということ、個社の対応にも限界があるところではありまひすけれども、これから広域機関において行っていくモニタリングの結果、逼迫が予見される場合には、国、資源エネルギー庁においてさまざまな形で事業者の取り組みをサポ一トしていくということをお考へております。

以上のような内容につまひまして、今後のスケジュールですけれども、37 スライドでありまひす。本日のご議論を踏まえて来月目途にまたガイドラインの具体的な案をお議論いただひいた上で、パブリックコメントにかけていければと思ひております。

最後に直近の足下の状況ということで、39 スライドになります。需給のこの夏の見通しになります。既に 7 月に入っておりますけれども、この小委員会において 5 月の受給検証のときにお示した数字が上の枠囲い、予備率改善状況というところにおありまひす。例えば東北から九州エリア 3.7% といった数字、3% 台で過去の実績に比べてもかなり厳しい状況ということをお示したところでありまひす。

その後の状況変化ということで、こちらは 6 月の広域機関での委員会資料になりますけ

れども、原子力の再稼働あるいは停止ししていた火力の復旧の前倒しによりまして、予備率という点で見ますと少し改善してきているというところ、もちろん予断は許しませんけれども、こういった状況ということをお示ししております。

あと残りのスライドはでんき予報でのお示しの仕方というところでありまして、これはもうこの小委員会でご議論いただいた点を実施しているということで個別のご説明は省略いたします。

事務局からのご説明は以上になります。

○山内委員長

ありがとうございました。燃料ガイドラインですけれども、これについてご議論いただきますので、ご発言をご希望の方はSkypeのコメント欄でお願いしたいと思います。どなたかいらっしゃいますでしょうか。最後にありましたように、少し予定を立ててこれを組み立てていくと、こういうことになりますので具体的にいろいろご指摘いただければと思いますが。

村松委員、どうぞ、ご発言ください。

○村松委員

ありがとうございます。燃料ガイドライン導入についてご丁寧にご説明をいただきましてありがとうございます。ガイドラインという言葉のイメージから事業者からは拘束力の非常に高い、絶対に遵守すべきと捉えられる事業者が多いのではないかと考えているんですけれども、先ほどのご説明の中で絶対拘束というものではなく、望ましい行動と、市場価格に影響を及ぼし得る事業者の行動において取ることが期待される望ましい行動であり、個別の事情を勘案した一律強制ではないというメッセージとして受け取らせていただきました。そういう観点でおきまして挙げられている事象は、どれもこの間の価格高騰、需給逼迫の原因にそれぞれ対処した形になっており、事務局でご提示いただいた案の方向性につきまして賛成いたします。こちらのガイドラインを具体化していく中で注意すべきと考えている点は、幾つかございますので申し上げます。

1つ目は、国や広域がその需給の逼迫を回避するために情報収集、発信、こういったものを予定されていて、これは非常に重要な機能だということで期待の大きいところでございます。事業者の判断に資する、判断するための材料となるような適切な情報発信というのを大いに期待しております。

一方で、これも発電事業者側の機密情報に当たるところですので、取り扱いや公表に当たりましては、事業者の不利益にならないように、ちょっとここのバランスのところも十分ご考慮いただけるものと考えております。

今回のガイドラインの議論の中で、事業者の経済合理的な判断を尊重するというふうな中身がございました。その一方でかかるコストをどうするかといったようなところには、ちょっと踏み込んでいらっしゃらないのかなと思います。期待をされる一方で、やはりそれに対して発電事業者側が適切な対処を取るためにはどうしてもコストがかかってしまうとこ

ろがございますので、そのコストをどう扱うかということに関しては何らかの配慮があつてしかるべきではないかと。例えば料金設定における扱いですとか JEPX 入札価格上の扱いとか、そういった形になるのかなと思うんですが、この辺の配慮がもう一段あつてもいいのかなとは思いました。

ガイドラインに対してこの遵守というのをどうやって担保するかということで、もし需給逼迫が起きてしまったら遵守状況を事後的に確認するというような中身だったかと思うんですけども、需給逼迫が起きる前の段階でも遵守状況をモニタリングすることもある程度実効性を担保するためには必要な行動ではないかというふうに考えました。この辺りは監視等委における期待が非常に高いのですが、ぜひともお願いできればと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかの方はいらっしゃいますか。

松村委員ですね。どうぞ、ご発言ください。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

ガイドラインについて適切に整理していただきありがとうございます。事務局案を支持します。その上でスライド 17 が少し理解できないところがあるんですが、4 ぽつ目のところなんですけれども、「市場支配力の不当な行使がある場合には、相場操縦行為に該当する可能性もあるため」というのは、私はちょっとよく理解できないんですけども、燃料制約が発生し、その結果として価格が高騰し、その起点というのは在庫不足というのがあったとしても、それだけでもう直ちにその相場操縦に該当するというわけではないので、可能性という言葉になるのは分かるんですけども、市場支配力の不当な行使がある場合に可能性はある。可能性もあるでしょうか。市場支配力の不当な行使に当たるかどうかということ自体が事実から議論の余地はあると思いますが、市場支配力の不当な行使があるんだったら、これは可能性じゃないんじゃないでしょうか。あるいは可能性もある程度じゃなくて可能性が高いんじゃないでしょうか。この市場支配力の不当な行使がある場合には可能性もあるというのは私はとても違和感のある表現です。

次にスライド 27、ここはまさに事務局が書いてくださったとおりでと思います。これがガイドラインの性質というのを非常によく表しているんだと思いますが、ガイドラインだけで問題を全て解決しようとしているわけではないんだなど。予防策が不十分ということだから、「国や広域機関におけるさらなる取組」というのが重要だということを明記してい

いただいたということはとても感謝します。

最後に、これも事務局の定義どおりですが、情報の開示というのに関して不足して慌てて情報が出てくるということだとすると、足下を見られるとかいうような議論はあり得ると思いますが、早め早めというか、もう定期的に情報が出ていて、その定期的な情報を見ながら早め早めに対応する。足元を見られるような深刻な事態になる前に対応するということが最も重要な点だと思いますので、その点を大いに期待しています。この事務局の整理のとおり進んでいくことを期待しています。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。17 ページのところのお答えですか。

○小川電力基盤整備課長

ありがとうございます。ご指摘はすみません。この可能性もあるというところは少なくとも可能性が高いという点はまさにご指摘のとおりかと思います。そういった意味で、この場でちょっと訂正いたしたいと思います。

○山内委員長

それでは、四元委員、どうぞ、ご発言ください。

○四元委員

四元でございます。聞こえますか。

○山内委員長

はい、聞こえております。

○四元委員

ありがとうございます。必要性については理解をいたしまして、ただ、このガイドラインという、こういう手法で燃料調達という企業の事業戦略に直結するような取引行為に影響を及ぼすという、このやり方についてはどうしても若干の居心地の悪さを覚えるところがありますが、そこはきちんといろいろ問題点とか危ない点を整理していただいて、今後まとめ上げていただければいいのではないかと思います。その同じ観点で法的拘束力を元々伴わないものですので、18 ページに位置付けをまとめていただいてありますけれども、この受け止めの仕方は十分気を付けていただくということですね。ガイドラインに沿わないことのみをもって事業者を不利益評価するようなことがあってはいけないんだと思いますし、あと国や広域の事業者への要請はどういうものを想定していらっしゃるかなんですけども、国が個社情報をいろいろ入手して、そこにインサイダー情報がいろいろあるわけなんですけれども、そういうのを踏まえて事業者の取引行為に働き掛けを行うみたいなことになってくると、そこはちょっと危ない領域に入ってきますので、ルールに基づいて抑制的な運用をある程度心掛けていただく必要があると。

他方で事業者もセーフハーバーという言葉も出ましたけれども、それはそれだと思いますけれども、自らの行動のガイドラインに沿って、もしくは国の要請に沿って行動したとし

も、その自身の行動に対する適法性とか妥当性、合理性、それは自身できちんとご判断いただく必要があるのではないかと思います。

以上です。よろしく願いいたします。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますけれども、委員を優先させていただいて、横山委員、どうぞ、ご発言ください。

○横山委員

横山でございます。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

聞こえております。

○横山委員

ありがとうございます。私は基本的にこの17ページの必要性の2つ目の黒ぼつにありま
す経済合理的行動を過度に制約するのは好ましくないということを考慮しながら、事業者
さんのヒアリングもしながらガイドラインの制定に取り組んでいただいていると理解して
おりまして、特にガイドラインそのものはこれで結構だと思っています。

ただ、33ページのちょっとスライドを見ておりまして、ちょっと思ったことなんでござ
います。この送配電事業者さんも含めて予防策というのを考えていくことが技術的には
必要じゃないかと考えておりまして、例えばある一定期間、厳しい期間の2、3カ月程度、
燃料は足りるか足りないかはもちろんその期間の全ての、その燃料を用いる発電事業者さ
んだけではなくて、全ての発電機を、調整力を含めて実運用する一般送配電事業者さんにお
いても、その期間内の全ての燃料制約を考慮して、この情報は33ページには一応、発電事
業者さんからの燃料情報はここを通してOCCTOのほうに行くというふうなことが書いて
あるので、多分、送配電事業者さんも得られるんだと思うんですが、この期間の情報を得て
発電機の最適運用計画を立案して検討すると、より詳細な燃料不足の影響というのが分か
るのではないかとこのように思っています。特に12ページなんかを見ていると、そうい
うことをすると非常にいいんじゃないかと思います。

一般送配電事業者は年間計画、月間計画、それから週間計画、そして日間計画というふう
に精度を上げて発電機運用計画をされていることは承知していますが、この2、3カ月の全
ての燃料制約を考慮した発電機の運用計画を、もしされていないのであれば、ぜひ検討して
いただければと思いました。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

柏木委員、どうぞ、ご発言ください。

○柏木委員

柏木です。

非常に詳細に書いていただいてご苦労されたと評価をさせていただきたいと思います。今、横山先生もおっしゃっておられたところ 33 ページに一番下のところに、モニタリングなんですけれども、燃料在庫のモニタリング、こういう全国的に需給逼迫に陥る前に需要側、供給側の両者にキロワットアワー不足のシグナルを発することや対応を促すことを期待されるということです。これはもちろん公表するような格好になると思うんですが、ここが非常に問題で、これは国家戦略そのものになりますから公表というよりも、例えばOCCTOだとか広域にうまく融通できるような限られたところがきちんと全体を把握しておいて、そしてそれぞれの事業者にオーソライズされたところだけに発送して、それを公表していくという位置付けにするべきじゃないかと、私はそういうふうに思います。

それで、そうなりますと、例えば 35 ページに公表の在り方というのが書いてありまして、これも最初のぼつでLNGの燃料情報の最大限の公開。公開が本当に何でも公開するということが全てのこの事象を肯定に向けられるかということ、逆に国家戦略を見せることにもなるわけで、ここに書いてあるのは、可能な限り早期に開始することが望ましいと、ただしその次のぼつで、また逆のことを書いてあるわけですよ。これはやっぱりバーゲニングパワーだとか競争力が低下するとか、それはいろんなのを狙っていますから無いぞといえは高く販売するのは当たり前ですから、そういう意味でそこら辺のもう少し国家戦略を意識した機関がうまくコントロールできるようにし、同時に、これは次の課題である供給力の話になると思うんですけれども、ニュートラルなネットワーク部門で一定規模の発電システムや在庫のタンクも一緒に保有しておくということも一つの案になるんじゃないかと思えます。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、石井委員ですね。どうぞ、ご発言ください。

○石井委員

ありがとうございます。今回資料5で提示されています事務局案に対しまして異論はございません。私どもは、安定供給をしっかりと確保していくためには、ご指摘のとおり、国、広域機関のかじ取りが非常に重要と思っております。昨年の冬の事象も踏まえながら発電事業者の燃料調達行動、また、国、広域機関の果たすべき役割について明確にガイドラインとして示すことは、安定供給確保に向けた重要なステップであると考えております。具体的に今回提示された予防策、また逼迫時の対応といったような点についての方向性に異論はございません。

また資料の最後にも書かれていますけれども、需給状況に関する情報発信につきましても提示されている内容に異論はございません。昨年の冬の事象も踏まえながらでんき予報を改良していく、特に、掲載されている情報に対して分かりやすい解説を付けていただくこと

により、需要家に対しより具体的に理解し必要な行動を促すよう伝えていく、そうした観点から、引き続き情報発信の改善に向け不断の取り組みを続けていく必要があると思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。私も今、皆さまおっしゃられたように、まずこの資料自体の方向性については賛成です。今後、この燃料ガイドラインが有効に活用され、同じようなことが起こらないようにということを変え期待しております。そのためにも 27 ページにありますように、国や電力広域機関によるさらなる取り組みによって国全体として需給逼迫に陥らないことを期待します。最後に一つだけ、今、石井委員もおっしゃいましたけれども、38 ページから 39、40、41、42、ここの部分、でんき予報、これはまさしくキロワットに対する余力ということで、これはこの冬の需給の逼迫のときも大丈夫だと言われていました。しかし、実際には燃料面で逼迫して、キロワットアワーのほうが足りなくなったということでした。これをどこまで消費者にわかりやすく伝えるか、というのは難しいところもありますが、でんき予報というのはあくまでもキロワットの話であって、それだけでは安心できないのだ、ということ伝えていく必要があるのではないかと考えています。今後、再生可能エネルギーも増えていく中で、需要側もこのような内容を知っておく必要がありますので、国として発するメッセージというのが非常に重要になってくると思います。情報提供についての取り組みも、さらに進めていただければありがたいなと思いました。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

委員の方ではかのご発言の方はいらっしゃいますか。よろしいですか。それじゃあ、オブザーバーの方にご発言願います。また、後で委員の方でもご発言のご希望があったら受けまされども、まずは電気事業連合会の清水オブザーバー、どうぞ、ご発言ください。

○清水オブザーバー

電事連の清水でございます。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

聞こえております。

○清水オブザーバー

ありがとうございます。事務局におかれましては燃料ガイドラインの方向性に関しまして、事業者へのヒアリング結果を踏まえて丁寧に整理していただきまして感謝申し上げます。

事業者の立場から1点だけですが、燃料ガイドラインについては各事業者の責任ある行動を前提としつつ、かつ経済合理的な行動を阻害しないというバランスが非常に重要であるというように認識しております。事業者としても適切に対応してまいります。よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、エネットの谷口オブザーバー、どうぞ。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。燃料ガイドラインの整理をいただきましてありがとうございます。事務局案に異論はございません。その上でちょっと要望ですけれども、われわれ小売事業者としても kWh 不足の予測を早めに察知して、実効的に代替の調達手段の行動を取れるようにするというような観点から、できるだけ情報は2カ月とか3カ月とか少し早いタイミングで情報公開していただくこと。また、その公表した情報のアップデートの状況については、市場に与える影響というところもございますので、できるだけ頻度を上げてアップデートしていただくというようなことを要望いたします。ありがとうございます。

○山内委員長

どうもありがとうございます。

次は、監視等委員会の佐藤オブザーバー、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

聞こえますでしょうか、佐藤でございます。

○山内委員長

はい。聞こえております。

○佐藤オブザーバー

何点か申し上げます。まず32ページにちょっと書いてございますが、監視等委員会といたしましては、今回の kWh の情報公開に関しては極めて望ましく、ぜひやっていただきたいと思っています。理由は32ページに書いてありますように、これは先ほどのセッションでエネットの谷口オブザーバーもおっしゃたんですが、今冬では特段はこういう事態はなかったと承知しておりますが、少なくともやはり燃料不足等の事実というのが出てこないことになると、かなり市場取引の公正性の観点から懸念が出てきてしまうと。つまり一部の市場参加者というのは燃料不足は知っていてもそうじゃない方が出てきてしまうというところで、市場取引を行ったこと自体がどうしたものかということで、そういった意味からは先ほど最大限の公開というよりも全ての情報の公開望ましいと思っております。

ただ、それで、ちょっと柏木先生もおっしゃった点で35ページに次はなるんですが、確かに情報を出せば出すほど事業者の方にとってはいいとは思いますが、じゃあ、国全体の燃料情報の競争はどうなるかという観点で、これはいろんな方がおっしゃっているんです

が、ちょっと丁寧に今後、議論していただきたいのは、国全体として燃料不足というのは少なくともこの今冬でも、新聞で連日書かれているから分かるんですが、そうすると、国全体で燃料不足というのが分かったときに、それが細かく出ると余計にそれというのは燃料調達で損をするのかと。つまり全体として日本全体が燃料不足ではあるんだけど、どれぐらい燃料不足になるかという細目値が出れば出るほどやはり燃料調達は難しくなるとか、さらに吹っ掛けられるというふうになるのかというのを少し丁寧に教えていただきたいと思います。つまり燃料不足になるということ自体は相当周知があるとしても細かく出るとより損になるというのがどういうネゴシエーション上そうなるかというのを今後は情報の公開でどれぐらい出すかというときに事務局におかれては教えていただければという感じがします。

それともう1点、33 ページで先ほど横山先生がおっしゃったところであります。これは確かに33 ページにありますように、4つ目の白丸でありますように、キロワットアワー制約とかどういったところというのは、この具体的ところで横山先生がご指摘いただいております、一般送配電事業者を通じて発電事業者が提供された燃料追加調達計画の情報を基に広域機関が集めると書いてあります。

そうなりますと、発電事業者の方から相当、正確かつ詳細な情報を一般送配電事業者に出さないということになると、その全体を取りまとめる広域機関のこの燃料消費に伴う燃料低下リスクも当然間違うわけでありまして。そうなりますと、一般送配電事業者に発電事業者の方にとっては、そんな詳細なところまで一般送配電事業者に出しちゃって大丈夫かと思われる事業者の方もいらっしゃるかもしれませんが、そこに関して心配になられる方は、まさにこれは中立規制ということですので、どうぞご相談をいただければと思います。その上で最大限の情報を少なくとも一般送配電事業者の方には確実に各発電事業者の方が提供されることを強く望むところであります。問題があれば、ぜひお寄せいただければと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにご発言のご希望はいらっしゃいますか。もし、よろしければ事務局のほうから何かコメントはございますか。

○小川電力基盤整備課長

ありがとうございます。さまざまなご意見を頂いております、引き続きガイドライン案は来月のご提示に向けて議論を深めていきたいと思っております。その上で幾つかのコメントを申し上げますと、まず、村松委員からご指摘いただきましたコストのところを組み込んでいない。何らかの配慮はできないか。特に料金、入札といったところ。ここはちょっと、どういようなことが可能かどうかというのはこれから検討したいと思います。平時からのガイドラインのモニタリングの話も同様であります。

それから情報公開のところについては、まさに、今、ご議論がありました全体、最大限の公開というところと個社への配慮のところ、これはより事業者へのヒアリングなども通じて事務局のほうで整理していきたいと考えております。

それから大石委員からご指摘がありました、でんき予報とキロワットアワーの関係はまさにご指摘のとおりでありまして、でんき予報で示すキロワットのところとこのキロワットアワーのところを、どういう形でお示しできるのかというのは別途検討しているところではありますので、しっかり考えていきたいと思っております。

最後に、監視委員会のほうからもご指摘がありました。今は燃料の情報について、送配電事業者を通じて広域機関が提供を受けるという形、ここもちょっとトライアルでやり始めているところではありますけれども、確実にどういうふうに得られるようにするかといった点、課題も残っていると認識しておりますので、こういった点もしっかり整理していきたいと思っております。

事務局からは以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。ということでございまして、ご意見を伺っている限りにおいて特に大きな異論はなかったと思っておりますので、8月のガイドライン案の策定に向けて今のご意見を入れて進んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次の議題、最後は供給力確保ですね、これについて資料6、これをご説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○小川電力基盤整備課長

それでは、資料6、供給力の確保に向けてということで、全体、調整力公募、自家発の活用、そして3つ目は小売事業者向けの取組と整理しております。

まず調整力公募についてであります。スライド2をご覧くださいければと思います。こちらは前回のご議論を受けて、より詳細事項についてご議論いただくというものであります。前回の整理ということで次の3スライド目で簡単に概要をまとめております。調整力公募の追加実施の形式ということで、送配電事業者が実施するというものであります。他方、いわゆる調整力ではなくて今回追加で調達するのは供給力ということで、それに対するアクセスといったような点を後ほどご議論いただければと思います。

3スライド2ぼつの募集規模は東京エリアの不足量ということで、2月は55万キロワットという点をお示ししております。この点についても後ほど追加的なご説明を行えればと思います。

最後の3ぼつは費用負担の在り方ということ。特に落札電源については市場供出ということで、どのように供出するかあるいは精算についてどうするかといった点も、本日はご議論をいただければと思います。

論点全体を6つに整理しておりますが、順番にいきますとまず1点目は、対象の設備になります。追加の供給力ということでありますけれども、電源とDR、ダイヤモンドリスpons

の両方を対象とするという点。それから供給力不足を補うという意味で、来年の1月、2月の供給計画に計上されていないものというのが前提になるというのが1つ目のぼつであります。この点の確認、事務的には広域機関あるいは東電PGにおいて確認していくということになりますけれども、今後の課題ということで最後の3つ目のなお書きに示しておりますけれども、供給計画で判断していくといった場合に、例えば供給計画、供給力として見込まないようにしていくといったようなことが仮にあるとしますと、そういった点への対応というのは考えていかなければいけないということでの、こちらについては今後の課題という点で念のため記しております。

論点の2つ目になります。運用要件、こちらは今回、供給力ということで、特に電源に加えてDRについて考えた場合に検討するべきことがあるということに記しております。今回確保する供給力というのは、冬の需給の厳しい段階で必要となってくる供給力という点であります。よって稼働の継続時間は一定程度長くなる可能性が高いという中で、現行、調整力公募という形で調達している電源I¹というもの。2ぼつのところに記しておりますけれども、運転継続時間は原則3時間以上というのがあります。こういった点との一定の整合性は図る必要があるかなというところでありまして、運転継続時間につきましては、5時間以上または3時間以上で1日2回以上ということの基本としてはどうかという点を記しています。

続きまして、市場供出になります。こちらでも電源の場合とDRとで少し差が出てくるという点であります。8ページ目にあります市場供出が原則となるという点。これは小売りの公平なアクセスというのを担保するためにも重要と考えております。この点は電源につきましては平時から市場に供出していくということではありますが、デマンドレスポンスにつきましては、そもそも市場への供出ということ自体がかなりハードルが高いことにもなり得るところであります。それは現行、卸市場の会員となっていわゆるまさに市場でDRをまとめて売っているというところの事業者は限定的というところでもあります。そういった点も踏まえてDRにつきましては、今回の供給力、小売りへのアクセスというところの観点から3つ目のぼつに記しております。これは小売りの自社需要圏での利用も認める。いってみれば調整力のように送配電事業者が確保しておいて使うというのではなくて、小売りが確保して小売りが使える状況にしておくことが重要と考えておりますので、DRについてはこういった形での市場供出というのも認めてはどうかという点であります。

一方で、次の9スライドになりますけれども、その市場供出のタイミングという点についても一定のルールが必要かと考えております。2つ目のぼつに記しておりますけれども、送配電事業者が確保するものではありませんけれども、その供出、いつどう使うかという点については客観的な指標に基づき発動されることが望ましいということでもあります。その判断基準としまして下に予備率で見た場合の数字を記しております。こちらはこの2021年、まさに今年の冬が一番右でありまして、この中で赤字、東京エリアでありますけれども4%以下、4から5%、5から6%それぞれ1回ずつ1日ずつあります。また、直近でいいますと、

2018年の冬、ここも東京エリア、特に需給が厳しくなりました。この際には4%以下が1日、4、5%3日といったような状況になっております。ご覧いただきますように、年によってかなり違いは出てくるわけではありますけれども、予備率の見通しが一定の基準を下回る場合ということで、ここでいいますと5%というのが一つメルクマールになるかなど。これは今の調整力I¹と同じ形でありますけれども、そういった形でのひとつ客観的な基準というものを設けてはどうかというのがこの市場供出の動きであります。

以上、電源とDRで少しイメージは変わるということで、次にイメージということでお示ししておりますけれども、ここでいいますと電源におきましては、スポット市場、前日の段階で限界費用ベースで出していくというのが原則になりまして、その上で逼迫時、逼迫時というのは翌日の予報を見て、翌日の見通しが確定してきます。ここでいいますと三角形のオレンジ色が示してあります前日の夕方になります。この時点になりますと、その後、市場供出といった場合にはもうスポットは終わっていますので時間前の市場に出していくという状況であります。電源の場合は通常はもうスポット市場に出しているかなり需給逼迫しているところではいいますと、スポット市場の価格もそれなりに上がっている。逆に言うと、平時の続きとしてスポット市場で全て約定しているというケースが多いのではないかと考えております。

一方でDRの場合は下にありますけれども、平時から常に出すということではなくて、今しがた見ましたような予備率の見通しと翌日の見通しというのが見えてくる前日の夕方時点で供出するかどうかというところの判断で、そこで必要がある場合にはそこから時間前市場あるいは自社事業を抑制という形で発動されることになるかなどと考えております。

続きまして落札の決定方法。ここは少し募集容量とも関係してくる点であります。11スライドにあります。まず1つ目ですけれども、落札電源というのは安価なものから順に落札していくというのが原則というところでありまして。従ってということで、より安価なものがたくさんあっても募集容量との関係で、募集要領に達しない場合にはそれよりも価格は高いけれども大規模なものが1つで募集要領を満たせばその1つで落札が決まるということがあります。

まとめのところは、これは価格から見たあるいはコストというのから見たときの落札決定方法ですけれども、一方で安定供給という観点におきましては、必ずしもより安価な電源、DRというのを排除するというのではなくて、むしろそれらも調達することが重要になってくるかと思えます。

今回でいいますと、55万キロワットという数字、これ自体は最低限必要な3%という数字を満たすためにまさに最低限必要な容量というところでありまして、この夏の見通しが3%台から4%台、5%に少し上がりましたように、3%ぎりぎり調達するよりもそれは少し多目のほうがより供給面から見ると安定性が増すということ。ひいてはもちろん市場価格などにも良い効果があるということがいえるかと思えます。

また、別の視点としましては3つ目のぼつにありますけれども、大きな電源があるとそれ

でもって全て決まってしまうということでありまして、例えばDRなどの一般的に小規模な電源あるいはDRの応札の可能性を減らしてしまうのではないかとといったような点。そうした点を考えて、下から2つ目ですけれども、この3Eではないですが、費用の点それから安定性の面、それから競争性、DR促進といった点というのも加味して、55万キロワット最低限必要なところぎりぎりではなくて一定程度までの超過を許容することとしてはどうかという点を記しております。その際には当然価格の妥当性というのは、別途、監視等委員会において確認をしていくという点をつづっております。

次の12スライドですけれども、そうした一定程度募集容量を超えるのがあり得る方法として、キロワットベースで考える場合、あるいは費用ベースで考える場合があります。これらはいずれも安いほうから取っていくというところは変わりはありませんで、例えばより安い小規模な電源あるいはDRは10万キロワットまでだったら落札されるということだと思いますと、結果的にトータル55万プラス10万の65万まで10万まさにプラスして落札というのが1つ目に記しているやり方でありまして。

別の視点としてやはり価格、費用をある程度に抑えるということでの費用超過、額を決めてそこまでであれば安いものを優先的に取っていくというのが2つ目のぼつでありまして、どちらもあり得るといえば方法論としてはあり得るんですけれども、やはり事業者、特に応札する事業者の予見可能性という観点からは全社容量ベースで考えることとしまして、その場合にどの範囲でという点につきましては、最後のぼつに記しております。予備率という観点でいうと、3%よりも4%、4%より5%のほうがということであるんですけれども、それとコストの見合いということを考えて場合に、この募集容量の半分までいかないところの最大25万キロワットを基本とすることとしてはどうかと。これ自体は予備率H1需要ベースでいいますと、約0.5%の相当ということでもあります。

続きまして論点5は、今度は公募における評価対象とする区画の範囲であります。1つ目のぼつにありますように、電源I[〃]、現行の調整力公募においては、キロワット価格、キロワットアワー価格というもので基本的に評価しています。

この次の14に参考で記しているところであります。今回の公募ですけれども、ある意味厳しい指標を想定した調達であるという意味での電源I[〃]との共通点。それからキロワットコスト、キロワットアワーコストの切り分けの難しいDRが調達対象ということを考えて、現行のこの電源I[〃]と同様の考え方を基本としてはどうかとしております。具体的にはということキロワット価格、キロワットアワー価格ということそれぞれで応札をしまして、これらの総額の低い案件から順に落札ということではどうかというふうに考えております。

もう1点重要な点は今度は精算になります。論点6、15スライドになります。この確保された供給力、特に電源に関していいますと、その稼働の量、さらに市場での収益がどうなるかといった点。これは市場価格がどうなるかという点に関わっておりまして、あらかじめ見通すことは困難と考えております。そういった点を踏まえて精算の仕組みということで、

その供給力の稼働の内容といたしましうか性質に応じて分けて考えてはどうかと考えております。

まず1点目、最低供出要件分としておりますけれども、これはリクイアメントとなるころの状況、そこでの供出になりまして、この分を出さなければならないといったところにつきましては、ここでいいますと3つ目に記しておりますけれども、まさにリクイアメントに応じた供出というところで、仮に利益があった場合というのは、それは送配電事業者に全て還元することとしてはどうかというのがこのリクイアメントの部分であります。

一方でその他2ぽつでありますけれども、その他、例えば予備率が非常に、先ほどでいいますと5%を下回るといふ厳しい状況になる以前でありまして、市場供出をしている中で収益を生むということは考えられるところでもあります。そうして得られた収益全てをそのリクイアメントの場合と同じにしますと、そこは落札者にとってのインセンティブというのが損なわれるということで3つ目のところに記しておりますけれども、原則としては送配電事業者への還元ではありますけれども、その一部については発電事業者あるいはDR事業者が得られる仕組みとしてはどうかというふうにしております。

3つ目、市場で落札されなかった分というところにつきましては、送配電事業者が調整力として利用することが社会コストの最小化につながるということでありまして、これにつきましては送配電事業者からの指示に基づいての調整力として活用された場合ということにつきましては、その費用、あらかじめ設定した費用との関係で適切に計算した上で、最後は送配電事業者においてその収支、全体のインバランス収支の中で管理することとしてはどうか。ここは使われ方が調整力としての使われ方になることを踏まえてのものであります。

以上、6つの論点でありますけれども、そのほかの点も踏まえましてより詳細な点、16ページにありますけれども、本日のご議論なども踏まえまして今月中を目途に東電PGにおきまして公募要綱案というのを示した上で、これについての意見募集というのも手続きを踏みつつ、実際の募集、あくまで目安ということではありますけれども、9月の募集、10月に決定ということで進めていってはどうかと思っております。この辺は応札を考える事業者の準備の期間、そういったものも考慮しつつ進めていきたいと思っております。

以上が調整力公募であります。

2つ目、冬に向けてということでの自家発につきましても、さらに、検討、取り組みを深めていければと考えております。18スライドに記しておりますけれども、自家発ということではありますと、特に地震などのトラブル、地震のときなどでは、これまでも自家発というのが活用されてきたところでもありますし、この冬におきましても要請に応じて自家発の焚き増しというのがあったところでもあります。

他方ということで18ページの下から2つ目のぽつに記しておりますけれども、実際にこの冬においても自家発の焚き増しに関して、元々契約のある小売事業者と送配電事業者からの要請との優劣関係ですとか、あるいは今度は送配電事業者の要請に応じた場合にも、そ

ういったどのような仕組みでその費用を支払うかという事前の取り決めがない場合に、どうやって精算していくかといった課題が浮き彫りになっております。

本日はそういった点、こういった課題があるのかという点を示しつつ、今後の取り組みについてのご議論をいただければと思っております。

自家発につきましては22スライドをご覧ください。事業者の整理ということで発電事業者につきましては一定の需要逼迫時、需給逼迫時にということではいろいろな形での要請は、一つは発電事業者というカテゴリーがありまして、2つ目は今度は非発電事業者といったときに、特に数も多くなる小さなものも含む、また細かな内訳でいいますと、必ずしもいわゆる工場とかのみならず、ここで言っている数字、最大2,900万キロワットという中には、例えばオフィスビルディングなどに備えられている非常用の電源というのも多く含まれております。そういった意味で実際にどのような自家発というものが現実的に需給逼迫時に対応可能性があるのかといった点もこれからしっかり精査していく必要があるというふうに考えております。

そういう前提の下でありますけれども、23ページは小売事業者と自家発との契約というところでありまして、今のところはこの冬に起きたようなところでの小売事業者と自家発電事業者との関係での条件というところは必ずしも十分定められていないというようなところもあったやに聞いております。そういったところ、小売事業者あるいはアグリゲーターに役割を期待するとともに、われわれのほうでも情報公開の話がありました。現行もこの特定自家用電気工作物と設置者といったところのリストはホームページに挙がっているんですけども、もう少し連絡先なども充実させていく必要があるかなと考えております。

それから、次の24スライドでありますけれども、一般送配電事業者による調達の考え方というところ。これも必ずしも事前に全て契約しておけばいいというものではないというふうにも考えております。といいますのも、元々まずは小売事業者において契約があるということのほうが望ましいといった面があるところであります。

他方、いざ逼迫したときに最後は送配電事業者が要請をするという中での費用精算の例えば考え方とか、そういうものがないと逆に小売事業者の契約もしにくい。あるいはいざというときに、自家発の事業者も対応しにくいといった点もありますので、こういった点につきましては、今後、監視等委員会を中心に議論いただくといいのではないかとというのが自家発の活用に関してであります。

長くなりますが、最後のところは、小売事業者向けにいろいろ勉強会なども開催してきておりますというところの情報提供になります。資料6につきましては、以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。それでは、供給力確保ですね。これについてご議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。

どなたかいらっしゃいますか。特にいらっしゃいませんか。

秋元委員ですね。どうぞ、ご発言ください。

○秋元委員

ありがとうございます。基本的にそう大きくあれなんですけれども、前回は申し上げましたように、姉ヶ崎のほうはどれも釈然としないんですけれども、そこから派生して論点4ですけれども、募集容量を超過してもというご提案で、これは仕方がないのかなと思って聞いていて、いやらしいなと思って聞いていたんですけれども、ちょっと姉崎の件は気になるんですけれども、こういうことを考えると、このご提案は仕方がないかなと思って聞きました。ただ、いずれにしても姉崎がもし落札した場合は、当然ながら監視等委では慎重に検討していただき、事後確認をしっかりとやっていただきたいと思えますし、本委員会でもしっかりと説明をいただくということが必要ではないかなと、思っているところでございます。

あと、論点6なんですけれども、ここも何かいやらしいな。ちょっと言葉が悪くて申し訳ございませんが、というのは、この15ページ目の2ぽつのところでですけれども、例えば10%還元ということを書かれています。本来であればもっとこれを高くしないと自家発電が出てきにくいんじゃないかなという気はするんですけれども、一方でここでは姉崎が落札するということを考えると、なんかあまり増やしたくないなという感じもあります。ただ、そうはいうものも自家発電をいろいろ出してきてもらうためには、ちょっとここをもう少し大きくしないと出てきにくいんじゃないかなというもしますので、その辺りをもう少しご検討いただければと思います。ちょっといずれにしろ姉崎の問題が、ちょっとなんかいろいろやっかいだなという感想を持っています。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

横山委員、どうぞ。

○横山委員

ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○山内委員長

聞こえております。

○横山委員

私も超過量のところで1点だけコメントさせていただきます。前回の委員会で、私は今回の特別に確保したにもかかわらず量が少なかったということにはならないようにというふうに申し上げたんですが、その意味でこの11ページの論点4に記載されている2つ目のぽつにありますように、少しでも多くの供給力を確保していくことが重要ということで、この超過量25万キロワットを基本とすることで、これはこの量で良いのではないかと思います。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

柏木です。2点だけ申し上げたいと思うんですけども、23 ページです。自家発、需給逼迫時に備えた契約を積極的に自家発の所有者と結んでおくことが望ましいと、こういうのが3ぽつ目に書いてあると思います。

自家発はそれほど余裕があるとは思っていませんで、大体コジェネを入れる強靱化のためにそういう場合が多いと思います。あるいは工場の中で自家発を入れていくなどが多いと思いますけれども、目いっぱい入れている場合が多くて、やはり、もしこういう余剰のものをうまく引き出してくるためには、逼迫時だけに頼るのではなくて、平常時からその維持に対してもある一定の維持費の一部を負担するようなことを考えておけば自家発もより出やすくなっていくんじゃないかと、こういうふうに思った次第です。これはある意味では非常に安い電源ということになりますので、もう固定費は自分で使っているわけですから、VPP と同じように極めて有効に使って、この需給逼迫時にも効果的に使えるようになるんじゃないかと思っています。

それからあと一つは、この一番最後の28 ページに、今、ご説明はあまりありませんでしたけれども、地域の新電力向けの保険商品というのがもう既に出つつあるということがありますので、ぜひ小売事業者側からは、こういう新しい保険の活用というのをやっぱりきちんとすることが安定供給につながっていくんじゃないかと、積極的に支持をしたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、大橋委員、どうぞ、ご発言ください。

○大橋委員

ありがとうございます。ちょっと誤解があったら恐縮なんですけれども発言をします。この11 ページ目のところなんですけれども、通常の募集容量を超過して募集をするんだというふうな箇所であります。費用最小化の原則はあるけれども、そこを置いてしつつも、若干の逸脱を許すというふうな記載だと理解しているんですけども、一つの考え方としては、これではなくて募集容量をそのまま募集をし、1 者応札になるのかもしれませんが、その価格の妥当性についてしっかり検証するというをすれば特段の問題が実はないのではないかという気がしています。常に複数応札がないといけないんだというふうな考え方にすると、実は現在の電力システムの制度でも1 者応札の場合、あるいは1 者だけの場合について、それを排除するような仕組みにはなっていないんじゃないかと思ひまして、そこは監視をしっかりとるかという形で、競争性を担保するという形になっているんじゃないかと思っています。

これまでの議論の原則から考えると、価格の妥当性をしっかり検証するということで十

分ではないかというふうな気が直観的にしています。仮にその超過分を募集するという
ことであるとすれば、それでそれがDRであるということであるとすれば、ちょっともう少し
説明をつけ加えていただくのがいいのかな。つまりDRをこの今回に入札を通じて育て
るあるいはある程度テコ入れをすることが、今後予想される事象に対してある意味の準備
段階としての必要性があるんだというふうな感じのご説明のほうが私はしっくりくるのか
なという感じがしています。ちょっと誤解があったら恐縮ですけれども、以上、11 ページ
目、12 ページ目についてのコメントでした。ありがとうございます。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は村松委員、どうぞ。

○村松委員

ありがとうございます。今回の調整力公募ですが、目的に照らしやはり需要のあるところ
はしかるべき量を適切な価格で調達して市場に供出する。それによって需給逼迫を少しで
も還元するといったことだと思っております。そのためには、今、大橋委員からも言及があ
りましたけれども、入札価格の妥当性の部分ですね。論点4にも挙げられておりましたが、
こちらは監視等委にきちんと確認をいただきたい部分だと思っております。キロワット
価格の算定に当たって、休廃止の発電設備ですね。こちらの稼働の場合に、若干、価格算定
範囲の解釈に差が出る部分もあるのではないかということを考えますと、電取委にきちん
と見ていただきたく思っております。

もう一つ、スポット市場または時間前市場に供出するといったことで、もしそれが間に合
わないタイミングであれば調整力としての運用をといったようなご説明がございましたけ
れども、こちらの小売事業者がアクセスできる市場にできるだけ供出できるような運用を
お願いできればと考えております。

あと、今後のスケジュールですけれども、こちらの公募の手続きに関しましては、東電パ
ワーグリッドさんのほうで詳細を詰めていくんだと思うんですけれども、こちらの委員会
のほうにこうやって進めていきますといったような報告がなされて、それを踏まえて行わ
れるのでしょうかというところを一つ念のため確認させてください。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

次は、松村委員、どうぞ。

○松村委員

松村です。聞えますか。

○山内委員長

はい、聞こえます。

○松村委員

まず事務局案を基本的に支持します。この方向でやっていただければと思います。先ほど問題になったDRが、仮に姉崎が落札されたとして、姉崎より低い価格で出てきたものについては、取るのか取らないのかというのに関しては、事務局は基本的に取るという方向。それを金額で上限を決めるのかあるいは量で上限を決めるのかあるいは金額で決めるとしても、それはどれぐらいするのかということは、まだ議論の余地はあると思いますが、私はそのやり方というのを支持します。それで大橋委員は若干誤解があるんじゃないかと思って念のために確認するのですが、予想されるDRが1者で50万というのを出してくれると。姉崎に匹敵するようなものを出してくれというのが期待できるのであれば問題はないわけなんですけれども、もしそうではないということがあったとして、DRは一つ一つは小さいけれどもそれが多く集まればそれなりの量、ひょっとしたら可能性としてはゼロではない確率で50万を超えるものが出てくるかもしれないと、こういう状況でも、仮に追加で調達しないということがあったとすると、DRで応札する電源の量、姉崎意外の電源の量が50万を下回るというふうに予想されれば、自分はどんな低い価格で出したとしても絶対に落札できないので、従ってもう出さない。検討もしないということになり、全てのDR事業者が検討もしないということが一つのナッシュ均衡になってしまうという非常に不幸な状況というのが表れるということなんです。今回の事務局が提案したようなものということにすれば、少なくとも自分は十分コスト競争力のあるものです。自分だけは小さいのだけれどもそれでも出せるという人であれば、ほかの人との状況と無関係に検討がちゃんとしてもらえるということになります。もし、大橋委員の言うようなやり方で強行したとして、DRというのはあまり出てこなくて結局ゼロになったということになったとしても、なぜ出てこなかったのかというのはそういう決め方をしたせいかもしれないということなんですけれども、今回のようなやり方というのにすれば、まさにDRの量がこんなに急に言われては、これぐらいの量しか出てきようがなかったということも明らかになるということで、いろんな意味でメリットがすごく大きいので、かなり限定的ではあるけれども、こういうやり方をしようという、こういう提案が出てきたんだと思います。1者応札がよくないとかと、そういうような一般的な話だけではなく、今回は非常に特殊な条件というのは十分考えた上で出てきた提案だというふうに理解していますので、私はその事務局の提案というのを支持します。

次に、秋元委員が姉崎について懸念を表明されたんですが、私もその懸念は共有はしています。それで、しかしそこで、もし姉崎が落札するようなことがあれば、監視等委員会というのはきちんと見ていただきたいというのに関しては、私は落札するかしないかにかかわらず当監視等委員会は見ていただきたい。つまり落札しなかったという事態が仮に起こったとすれば、それはもちろんそもそも参加しなかったとすればもちろん落札はしないわけだし、それからものすごい高い価格、とんでもない高い価格というのを入れた結果として落札しなかったという可能性もあり得るわけなんですけれども、そのどちらも、私はそっちも問題だと思っているので、今回のような事態を招いたということから考えて、もし落札しな

かったとすれば、それはそれで非常に高い入札価格で入れた。入札しなかったとすれば、応札しなかったとすれば、それは無限大の価格で入れたというのと同じなので、いずれも問題があるので、いずれにせよ監視等委員会はその入札価格の妥当性というのは、姉崎については丁寧に見ていただきたい。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかにご発言のご希望はいらっしゃいますか。

よろしいですか。じゃあ、事務局のほうからコメントください。

ごめんなさい、大橋さん、ご発言。どうぞ、大橋さん。

○大橋委員

すみません。ちょっとだけ理解できたような気がするんですけども、そうすると、これは募集容量を 55 万にしておいて、DR が応札したときに、例えば 20 万出てきたと。20 万を約定させて残り 35 万を仮に姉崎火力が落としたのであれば 35 万を落とすということにすればいいということでは駄目なんですか。ちょっとそこがよく分からなかったんですけども、これは事務局にお答えいただくのがいいのかもしれないけれども。

○山内委員長

事務局、お願いします。

○小川電力基盤整備課長

ありがとうございます。今、大橋委員からありましたご質問、ちょっとこれは資料の説明が不十分で申し訳ありません。この超過といった場合は、今の事例でいいますと、20 万が安い DR、これは小規模電源のところもありますけれども、20 万でその後に大きいもの、今の例でいいますと姉崎の 60 万というのが仮にあった場合には、その姉崎の部分で部分的に約定するというのではなくて、トータルその丸々 60 万というのが前提です。といたしますのは、大きな電源の場合にいずれにせよ、それを動かしたり固定費というのは部分的であっても全体であっても基本的に変わらない一方で、それを活用するという観点からは、同じコストで最大限活用するというのがベースになる。もちろん事業者のほうでそういうもう部分的で分割して大丈夫ということであれば、先生ご指摘のような形もあり得ます。一般的には電源でいいますと、基本的に全体ゼロか 1 かというのがベースというのが、すみません。ここは説明が足りていませんでしたけれども、補足的な情報になります。

併せて、ちょっと頂いたご質問でいいますと、村松委員から今後のスケジュールのところでご質問をいただきました。16 ページのところですね。すみません。ここに明記はしておりませんが、この要項案につきましては、入札の募集が正式に始まる前に、この委員会の場において、またご報告するというのを予定しております。

○下村電力産業・市場室長

あと 1 点、秋元委員からの 10% というところのシェア率についてご指摘のあったところ

であります。ここはより悩ましいところでありますけれども、委員からご指摘のあったとおりでありますけれども、この費用というのは原則として公営に託送料金でということとで前回もご整理いただいたところであります。従って、この運用益というのとはできるだけ託送に乗せるものを抑制すると、そういう役割も大きいところかと考えています。この点、50ワット、メガワットという方が今回の応札に想定される場所でありますけれども、どういふ事業者が入ってくるかというところを想定するかによってこの数字の取り方というのとは違って、どの数字を適当にするかという考え方が変わってくる場所かとも思い悩んで、託送料金のほうの抑制に少しでもということとで今回は例えば10%という形での事務局案とさせていただきます。

○山内委員長

よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにご発言、追加的に何かありますか。

そうすると、1つ大きな論点になったのは、論点の4のところの超過の募集のところなんですけれども、今いろいろ説明いただいたところで比較的明らかになったのではないかと考えております。後は、それほど大きな皆さんの見解の相違がなかったと思いますので、一応、今のご意見も勘案していただいた上で、21年度の冬期に向けた調整力公募、それから自家発の活用について、この方向で対応を進めていただければと思いますが、よろしいですかね。

ありがとうございます。それでは、その方向でお願いしたいと思います。

3. 閉会

○山内委員長

以上の議題4つ終わりました。全てではありませんが、追加的に何かご発言はございますか。あるいは事務局からご発言はありますか。

○下村電力産業・市場室長

事務局でございます。最後、この場をお借りしてということではありますけれども、当委員、柏木委員におかれましては、姉崎の総合資源エネルギー調査会の各種審議会委員も務めていただいております。今般、委員の任命規定によりまして、本日の委員会をもって本審議会の委員をご退任となりますのでご紹介をさせていただきます。長年にわたりご指導賜り心から御礼を申し上げます。柏木委員、もしも、何か一言ございましたら。

○山内委員長

一言あればお願いしたいと思います。

○柏木委員

柏木です。どうもありがとうございました。長年、留任しておりましたので、一応この間、省エネ・新エネ分科会長も確か7月の終わりぐらいで任期になりますので、今度退任という

ことになりますので、今までいろいろとありがとうございました。厚く御礼申し上げます。
どうぞ、よろしく。以上です。

○山内委員長

柏木先生、どうもありがとうございました。私からも御礼申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、以上で全て終わりでございます。長時間にわたり活発にご議論いただきましてありがとうございました。これをもちまして第37回の電力・ガス基本政策小委員会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。